

令和 6 年 第 4 回

色麻町農業委員会総会進行録

令和6年4月25日（木）

色麻町農業委員会進行録

令和6年4月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担 当	氏 名
1	農 地	菅 原 隆 行
2	農 政	早 坂 成 弘
3	農 地	鎌 田 一 宣
4	農 地	阿 部 きよ子
5	農 政	佐々木 範 雄
6	農 政	佐 藤 勝
7	農 政	堀 籠 慶 浩
8	農 政	武 田 公美子
9	農 政	齋 條 仁 美
10	農 地	早 坂 孝 悦
11	農 地	大 泉 貞 行
12		堀 籠 勝 恵

・出席委員 12名 ・ 欠席委員 0名

・会議録書記 千 葉 達 ・ 事務局長 山 崎 長 寿

議決事項 議案第12号 農地法第3条の規定による許可決定について
議案第13号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
議案第14号 非農地証明願について

議 長	皆様、大変ご苦勞様です。 定刻でございますので、只今から始めたいと思います。 本日の出席委員は12名です。 定足数に達しておりますので、第4回色麻町農業委員会総会を開会いたします。
議 長	それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】
議 長	それでは、8番 武田公美子 委員、9番 齋條仁美 委員を指名いたします。 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。 ・・・省略・・・ それでは、議事に入ります。
議 長	議案第12号、農地法第3条の規定による許可決定について、を議題と致します。
議 長	事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	議案第12号、農地法第3条の規定による許可決定について。 農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議されたい。 記書きについては、省略させていただきます。
議 長	事務局より番号7番の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号7番 権利の種類、所有権移転、有償、渡人 ○○さん 外○名(○○草地組合)、受人 ○○さん、申請地、平沢字南山○番地○、地目畑、地積○○㎡、総額○○円、申請事由につきましては、外○名の持分を○○さんが購入し、農地を牧草地として利用する酪農業者に賃貸する計画でいるとのことでした。議案書にも申請理由をお示ししておございますが、草地組合の話し合いの中で、構成員の高齢化が進み離農者が増えてくることから、○○さんの一括購入で話がまとまっ

	たということでございます。資料につきましては、議案第12号7番資料に現地の写真、全部事項証明書、位置的なものの図面を添付しております。よろしくお願いいたします。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を1番 菅原隆行 委員よりお願いします。
菅原委員	それでは、番号7番について、現地調査の報告をいたします。 去る4月10日、早坂成弘委員、鎌田委員、それと私と、山崎局長、千葉主査の5名で確認を行いました。 確認の結果、水はけの悪い一部の場所等は茅などが繁茂しておりましたが、牧草地として利用するには適切に管理されておりました。 委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。
議 長	ご苦労様でした。 現地調査の報告が終わりました。それでは、ご発言いただきます。
阿部委員	酪農業者は決まっているのですか。
事務局長	これまで、〇人と、株式会社 〇〇 さんが契約しておりました。今回 〇〇 さんの購入にあたり一度契約を解除して、今後 〇〇さんと株式会社 〇〇 さんが賃貸借契約を結んで行う、ということでございます。
議 長	他にございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号7番については、可と決しました。 次に事務局より番号8番の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号8番 権利の種類、所有権移転、有償、渡人 〇〇 さん、受人 〇〇 さん、申請地 高根字新馬場〇番地〇、地目田 地積〇〇㎡、外 〇筆、総地積〇〇㎡、総額〇〇万円、申請事由につきましては、〇〇さんの離農です。

受人の〇〇さんは、農作業従事日数及び機械等の所有面からも問題はなく、今後も農地を効率的に利用できると判断しております。

議 長 内容の説明が終わりました。
現地調査の報告を1番 菅原隆行 委員よりお願いします。

菅原委員 それでは、番号8番について、現地調査の報告をいたします。
現地調査日及び確認者は番号7と同様です。
確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、現に〇〇さんが耕作しているほ場で適切に管理されておりました。
委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。

議 長 ご苦労様でした。
現地調査の報告が終わりました。それでは、ご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長 全員賛成ですので、番号8番については、可と決しました。
次に事務局より番号9番の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号9番 権利の種類、所有権移転、有償、総額で〇〇万円、渡人〇〇さん、受人 〇〇さん、申請地、四竈字本郷〇番地〇、地目田、地積〇〇㎡、申請事由につきましては、昨年10月に行政書士の〇〇氏を通じ、所有者の〇〇さんから書面をいただきました。この書面は議案第12号9番資料に添付しております。

その後、事務局から〇〇さんに確認しましたが、賃貸契約等を行った事もなく、実際に〇〇さんの農地ということも分からなかったとのことと、亡くなった両親からも聞かされていなかったとの事でした。

そこで、事務局の対応としては、両者の行政書士あるいは、司法書士の方に相談の上、今後の対応についてお話しいただくようにいたしました。

その結果、この度両者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありました。

〇〇さんは、今後もこれまでと同様に認定農業者である〇〇さんに耕作を依頼するとの事でした。

中身が理解できないかもしれませんが、相続の関係で全部事項証明書などを取得した際に気づいたのではないか、という憶測でございます。この件につきましては、農業委員会を通して賃貸借契約を行ったわけではないので両者の行政書士、司法書士に委ねたということで今回の申請になりました。

議長

内容の説明が終わりました。
現地調査の報告を1番 菅原隆行 委員よりお願いします。

菅原委員

それでは、番号9番について、現地調査の報告をいたします。
現地調査日及び確認者は番号7と同様です。
確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、現に認定農業者である〇〇さんが耕作しているほ場で適切に管理されておりました。
委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。

議長

内容の説明が終わりました。それでは、ご発言いただきます。

佐々木委員

内容をもう少し詳しく教えてほしいのですが、〇〇さんの土地を〇〇さんが勘違いして自分の土地だと思っていたのですか？

事務局長

図面をご覧ください。1枚のほ場が2筆になっています。畦畔があればよかったのですが、次に全部事項証明書をご覧ください
・・・全部事項証明書中所有権の説明・・・
最終的に〇〇さんの相続となり、色麻に土地があることが分かり行政書士を通じて農業委員会に問い合わせがあった。〇〇さんは亡くなられた両親から話を聞いておらず、本人も農業に携わっていないのでどこに農地があるのかわからない状態だった。それで、農業委員会に相談に来たのですが、農業委員会を通した案件ではなかったため、行政書士もしくは司法書士にお願いしてくださいとお話した。〇〇さんからは〇〇市の土地の値段で問い合わせがあったり、これまでの無断耕作をして得た収益についても請求しますということも言われたようです。ですので、当人同士では話にならないので、〇〇さんが行政書士に依頼したので、司法書士に依頼したほうがいいですとアドバイスしました。最終的には行政書士、司法書士が間に入り和解を促し、売買で処理させてもらうということになりました。

議 長	それではこの内容でよろしいですか 【「異議なし」の声あり】
議 長	よければ原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号 9 番については、可と決しました。 次に事務局より番号 1 0 番の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 1 0 番 権利の種類、所有権移転、無償、渡人 ○○ さん、受 人 ○○ さん、申請地、四竈字向町○番地○、地目畑、地積○○㎡、 外 3 筆、総地積○㎡、申請事由につきましては、○○さんの持分を無 償贈与するとの事です。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を 1 番 菅原隆行 委員よりお願いします。
菅原委員	それでは、番号 1 0 番について、現地調査の報告をいたします。 現地調査日及び確認者は番号 7 と同様です。 確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、農事組合法人 ○○が耕作しているほ場で適切に管理されておりました。 委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。それでは、ご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方 は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号 1 0 番については、可と決しました。 以上で、議案第 1 2 号農地法第 3 条の規定による許可決定について は、原案のとおり決定することを可といたします。
議 長	次に議案第 1 3 号基盤強化法による農用地利用集積計画（案）の意 見決定について、を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局長	議案第 1 3 号、農用地利用集積計画（案）の意見決定について。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（所有者移転及び貸借権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議されたい。

記書きにつきましては、省略させていただきます。

議長 事務局より番号78番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号78番、権利の種類、所有権移転、売買、渡人、〇〇さん、受人、公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、土地の住所、志津字新高田〇番地、地目田、地積〇〇㎡、売買理由は規模縮小です。契約金額は〇〇円です。

議長 内容の説明が終わりました。それでは、ご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長 全員賛成ですので、番号78番については、可と決しました。次に番号79番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号79番、権利の種類、所有権移転、売買、渡人 〇〇さん 受人 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、申請地、大字新手倉〇番地〇、地目田、地積〇〇㎡、外〇筆、総地積〇〇㎡、売買理由は規模縮小です。契約金額は〇〇円です。

議長 内容の説明が終わりました。それでは、ご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長 全員賛成ですので、番号79番については、可と決しました。次に番号80番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号80番 権利の種類、所有権移転、売買、渡人 〇〇さん 受人 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、申請地、四

竈字東原〇番地〇、地目田、地積〇〇㎡、売買理由は〇〇さんの規模縮小です。契約金額は〇〇円です。

議 長 内容の説明が終わりました。それでは、ご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長 全員賛成ですので、番号８０番については、可と決しました。次に番号８１番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号８１番 新規貸借権設定です。渡人 〇〇 さん 受人 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 さん、申請地、四竈字東原〇番地〇、地積 〇〇㎡、地目田、外〇筆、総地積 〇〇㎡、賃借料１０アール当たり 〇〇円、期間は４年１１ヶ月です。

議 長 内容の説明が終わりました。それでは、ご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長 全員賛成ですので、番号８１番については、可と決しました。次に番号８２番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号８２番 貸借権再設定です。渡人 〇〇 さん 受人 〇〇 さん、申請地、四竈字大原〇番地〇、地目畑、地積 〇〇㎡、外〇筆、総地積 〇〇㎡、賃借料１０アール当たり 〇〇円、期間は５年です。

議 長 内容の説明が終わりました。それでは、ご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長 全員賛成ですので、番号８２番については、可と決しました。次に番号８３番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長	番号 8 3 番 貸借権再設定です。渡人 ○○ さん 受人 ○○ さん、申請地、四竈字新本郷○番地○、地目田、地積○○㎡、賃借料 1 0 アール当たり○○円、期間は 5 年です。
議 長	内容の説明が終わりました。それでは、ご発言をいただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号 8 3 番については、可と決しました。
議 長	以上で、議案第 1 3 号農用地利用集積計画（案）の意見決定については、可と決しました。
議 長	議案第 1 4 号、非農地証明願について、を議題といたします。 事務局より、朗読と説明をお願いします。
事務局長	議案第 1 4 号、非農地証明願について。 非農地証明願を受理したので当該土地を調査した結果、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議されたい。
議 長	番号 5 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 5 番、当該農地は農用地区域外にある農地で、土地の住所、四竈字狐塚○番地○、現況地目雑種地、地積○○㎡、申請内容につきましては、平成 1 5 年から駐車場スペース利用し、現在に至るとのことです。許可後には、自家用車の車庫を建築する予定との内容でした。 詳細につきましては、議案第 1 4 号番号 5 番資料をご確認いただきますようお願いします。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を 1 番 菅原隆行 委員よりお願いします。
菅原委員	それでは、番号 5 番について、現地調査の報告をいたします。 去る 4 月 1 0 日、早坂成弘委員、鎌田委員、それと私と、山崎局長、

千葉主査の5名で確認を行いました。

確認の結果、先ほど、事務の説明にもありましたが、現に農地としての利用はなく、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることの確認をしました。

委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言をいただきます。

【「異議なし」の声あり】

議 長 異議なしの声がありましたが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長 全員異議なしですので、番号5番は可と決しました。

議 長 以上で、本日附議されました案件については全部終了いたしました。

これをもちまして、第4回色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前 9時40分

閉会時刻：午前10時10分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和6年 4月25日

議 長（会長）堀 籠 勝 恵 ⑩

署 名 委 員 武 田 公 美 子 ⑩

署 名 委 員 齋 條 仁 美 ⑩